

意見及び質問に対する回答

案件一覧

案件	1	厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
	2	令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について
	3	令和5年度厚木市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

案件 1

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

意見・質問	意見・質問なし
回答	

案件 2

令和 4 年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)(案)について

意見・質問	一般診療の被保険者数の減少 400 人の内の自然減と、そのほかの理由は何が考えられるか。
回答	後期高齢者医療制度への移行者の増加及び令和 4 年 10 月から短時間労働者に対する健康保険等の適用拡大がされたこともあり、社会保険(健康保険組合等)への加入者の増加が、被保険者数減少の大きな要因となっていると考えられます。

案件 3

令和 5 年度厚木市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

<p>意見・質問</p>	<p>昨年、今年と被保険者数の減少を見込んでおりますが、これは短時間労働者の社会保険加入等いろいろな要因があると思われるが、この傾向は国保財政にとってプラスになるのか。</p>
<p>回答</p>	<p>一般論としまして、被保険者数の減少により、保険料収入等の歳入が減少する一方、保険給付費等の歳出も減少しますので、一概に国民健康保険の財政にプラスになる（あるいはマイナスになる）ということではできませんが、御指摘にありますとおり、令和 4 年 10 月に社会保険の適用範囲が拡大したため、被保険者に占める無所得者・低所得者の割合が高くなることが懸念されます。</p> <p>このことにより、国民健康保険の財政にマイナスの影響がありますことから、国において、新たな財政措置を講じるよう要望しております。</p>
<p>意見・質問</p>	<p>令和 5 年度当初予算(案)において、「県に支払う納付金」が増加したため、「法定外繰入金」(約 1.4 億円増)が計上されている。</p> <p>納付金が増加した要因について、説明していただきたい。</p> <p>なお、被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合など)の加入者は、「前期高齢者に係る財政調整制度」(前期高齢者納付金の支出)により、保険料で既に国民健康保険を支援(負担)しており、「法定外繰入金」については、保険料と税の二重負担となり、厚木市在住の被用者保険加入者の理解を得るのは、難しいのではないかと。</p>
<p>回答</p>	<p>令和 5 年度の国保事業費納付金につきましては、保険給付費の見込み額や社会保険診療報酬支払基金へ支払う後期高齢者支援金の増加、並びに神奈川県が保有する特例基金の取崩し額の減少が主な増加要因となっています。</p> <p>納付金の算定に当たり、神奈川県が推計した 1 人当たり医療費は、335,071 円であり、令和 4 年度の推計 316,287 円と比べて、約 5.9%の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと考えられています。</p> <p>また、後期高齢者の増加により、納付金のうち、後期高齢者支援分が前年度比で約 1.3 億円増加しています。</p> <p>さらに、納付金を調整するための神奈川県の特例基金の取崩し額については、令和 4 年度が 72 億円だったのに対し、令和 5 年度は約 7 億円となっています。</p> <p>本来、公費等の収入で賄えない額は保険料として被保険者から集めるべきですが、国民健康保険は、年齢構成が高く医療費水準が高いことや、所得水準が低いという構造的な課題を抱えており、他の公的医療保険と比べて保険料負担率も高い状況にあります。</p> <p>そのような中、国民健康保険財政の収支の均衡を図るため、「神奈川</p>

	<p>県国民健康保険運営方針」に則り、決算補填等を目的としない範囲で、一般会計からの繰入れを行っていくものです。</p> <p>御指摘のとおり、国民健康保険は、社会保険診療報酬支払基金を通じて、前期高齢者交付金が交付されており、その財源は、被用者保険加入者の保険料等から賅われています。</p> <p>しかしながら、被用者保険加入者も、いずれは定年などの退職により、国民健康保険に加入される方が多く、そのような方を受け入れるための国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなすものであると言えます。各健康保険の支え合いによって、国民皆保険制度が成り立っておりますので、御理解くださいますとともに、本市としましても、市民の方への丁寧な説明に心掛けてまいります。</p>
意見・質問	<p>前年度比 500 円アップ増の保険料ですが、物価高の連続、保険者の収入状況から出来る限り前年度と同じに抑えることはできないのか。</p>
回答	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、1人当たり医療費が上がるなどしており、神奈川県へ支払う国民健康保険事業費納付金も前年度比で約 2.6 億円増加しています。</p> <p>基金の取崩し等により、国民健康保険財政を支えていく一方、基金の活用にも限界があることや、被保険者数も減少傾向にあることから、1人当たり保険料を 500 円増（前年度比 0.48%増）といたしました。</p> <p>今後とも、被保険者の急激な負担増とならないよう国民健康保険事業を適正に運用していくとともに、収入減等により保険料の支払が困難な被保険者については、納付相談時に、生活状況等を確認のうえ、分納・軽減・減免等を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。</p>
意見・質問	<p>案件 2 も同様、被保険者数が減少しているということですが、その要因としては、高齢者の増加（高齢者医療制度への移行）や健康保険組合等への移行が進んでいるということなのか。</p> <p>また、被保険者の減少は今後も続いていくという予測なのか。</p>
回答	<p>令和 4 年 10 月から、短期間労働者に対する健康保険等の適用拡大がされたこともあり、社会保険（健康保険組合等）への加入者の増加と、後期高齢者医療制度への移行も進んでいくことなどから、今後も被保険者数は減少していくものと考えております。</p>